

繊維強化セメント板に関わる 環境管理ガイドライン

平成20年4月

繊維強化セメント板協会（SKC協会）

はじめに

今日まで、物が大量に生産され、消費され、廃棄物として処理されるというサイクルが長く繰り返されてきました。しかし、近年は、限りある地球財産(資源)を有効に活用して行かなければならない、いわゆる「循環型社会」への展開が強く求められるようになり、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)、資源の有効な利用の促進に関する法律(改正リサイクル法)、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)等の法令の整備も進んできています。

このような環境問題への関心の高まりを背景として、せんい強化セメント板協会の会員及びその関係者は、繊維強化セメント板のライフサイクルの各過程において、環境負荷の低減や3R(Reduce:廃棄物の発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再資源化)を考慮し、その推進のための課題に継続して取り組む必要があります。

せんい強化セメント板協会の会員及びその関係者の行動に起因する環境影響としては、

大気汚染や騒音といった典型的な公害

地球温暖化等の地球環境問題

シックハウス症候群等に影響する化学物質対策

資源枯渇及び処分場問題に対応するための廃棄物の抑制及び**リサイクル**の拡大

等があります。

一人一人の仕事の中には、環境に影響を及ぼす行動があり、その行動に留意しなければ、環境(環境変化)にマイナスの影響を来すことになりかねません。そしてこれらへの対策要求が、今後とも一段と厳しくなってくることから、常により高いレベルでの対策が求められています。このために、せんい強化セメント板協会の会員及びその関係者は、繊維強化セメント板のライフサイクル(開発～生産～施工～**リサイクル**・廃棄)における環境影響を考え、環境に悪い影響を及ぼす行動を少なくする一方で、環境に貢献する行動を増やすことを、一人一人の日常業務の中で考えていく必要があります。

本ガイドラインは、その過程における多くの問題に対し、どこの部分でどのように関わっているか、それに対処するにはどうすれば良いか、また内外からの問い合わせにはどう対応すれば良いか等の疑問に対して、参考になればとの思いで本書を作成しました。今回、平成16年1月に作成されたガイドラインを、法令等の改正をふまえ、改正致しました。今まで以上に法規も含めて環境・公害問題を理解し、遵守し、新しい社会の流れに貢献できるよう活用していただければ幸いです。

平成20年4月
せんい強化セメント板協会
環境安全部会

目次

1. 本ガイドラインについて	3ページ
2. 各過程における環境配慮	4
(1) 開発	4
(2) 製造	4
(3) 契約	5
(3)-1 材料販売	5
(3)-2 工事	5
(4) 物流	6
(5) 施工(新築・改築)	7
(6) 解体	8
3. 資料	9
(1) 最終処分場 の分類	9
(2) マニフェスト の流れ	9
(3) 廃棄物の種類による処分場の区分	11
(4) 特別産業廃棄物の種類	13
(5) 循環型社会 の形成の推進のための法体系	14
(6) 建設リサイクル法 の枠組み	15
4. 関係法令	16
(1) 各過程で関係する法律	16
(2) 施工及び石綿含有建材の解体で特に注意する法規制	17
(3) 健康管理手帳 の交付	17
5. 用語の解説	19
6. 参考文献	23

1. 本ガイドラインについて

「はじめに」で記載したように、せんい強化セメント板協会の会員及びその関係者は、環境に対して良い影響をもたらす(貢献する)ためにどのように行動すべきかを示すため、本ガイドラインでは、環境関連の法令を遵守するだけでなく、自主的に取り組むべき行動、或いは行った方が好ましい行動も記載してあります。なお、法令により規制されている行動には「法」と注釈を付けて分かりやすくするとともに、代表的な法律名を「4. 関係法令」にまとめて示してあります。

「2. 各過程における環境配慮」では、過程ごとに考え方の基本と具体的行動を示しました。しかし、当業界の活動は広範囲に渡っているため、全てを網羅できていないかも知れません。特に「具体的行動」に記載がない場合は、環境への悪い影響を少なくし、良い影響を多くするという原点に返って行動してください。

「3. 資料」には、**マニフェスト**の流れや廃棄物の種類による処分場の区分など、実務で役に立つと思われる資料を図や表により分かりやすく記載しました。

「4. 関係法令」では、関係法令を挙げるとともに法令の一覧表を付けました。関係する法令の数は工場関係の方が多いのですが、本ガイドラインでは、特に工事(新築・改築及び解体)について、詳しく示しました。

「5. 用語の解説」では、本ガイドラインで使用した環境関係の用語の内、分かりにくいものや聞きなれないものについての解説を50音順で記載しました。ここに示した用語については、本文中でゴシック体にしてあります。ホームページなどから引用した場合は、出典先を記載してあります。より詳しく知りたい場合は、これらの出典先を参照してください。

「6. 参考文献」には、本ガイドラインを作成するにあたり、参考・引用した本やホームページ等を示しました。環境に貢献する行動を目指して、本ガイドラインをご利用ください。

2. 各過程における環境配慮

(1) 開発

考え方の基本

- ・ 環境へ悪影響を与えない設計とする。
- ・ 再生資源を使用する。
- ・ **リサイクル**をしやすいとする。
- ・ 耐久性を高める。
- ・ 組成を明確にする。

具体的行動

環境に悪影響を及ぼす原材料(**シックハウス症候群**を引き起こす物質を含む)を使用しない。

原材料の**MSDS**(製品安全データシート)を確認し、その内容を考慮して開発をする。

環境に悪影響を及ぼす副産物を生成しない。

製造時、使用時の省エネルギー化を考慮する。

耐候性があり、安定している製品を開発する(耐久性のある製品)。

パネル等については、使用後に**リサイクル**をしやすい構造(分別しやすい構造)を設計する。

労働安全衛生法で定められた物質を含む場合は、製品の**MSDS**を、JIS Z 7250 に従い、作成する。 **法**

(2) 製造

考え方の基本

- ・ 環境面で近隣との共生を図る。
- ・ 有害物質、危険物等の管理を確実に行う。
- ・ 異常時・故障時の対応を定めておく。
- ・ 工場内での3Rを推進する。
- ・ 省エネルギー化を推進する。
- ・ 省資源化を推進する。

具体的行動

環境関係の法令(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、PRTR法)等を遵守する。 **法** **等**

既設のPCBを含む機器の届出を行う。 **法**②

廃棄物の**多量排出事業者**に該当する場合は届出を行う。 **法**

エネルギー管理工場に該当する場合は、法に従い省エネを推進する。 **法**

PRTR以外にも、できるだけ環境に係わる情報開示を行う。

使用する原材料のMSDSを従業員に開示する。 法

有害物質、危険物の表示を行う。

故障防止及び品質の安定化のため、設備の日常の点検・整備を行い、故障等による環境への影響を予防する。

災害等による環境への影響を最小限に留めるために、異常時の対応についてのマニュアルを作成し、訓練を行う。

収率をあげ、廃棄物を減少させる。

端材・不良品等の再原料化を行う。 法

設備の更新時には、省エネルギー化を考慮する。

生産計画を工夫し、原材料及びエネルギーの節約を図る。

(3) 契約

(3)-1 材料販売

考え方の基本

- ・ できるだけ廃材を少なくする。
- ・ 副資材の購入については、環境を考慮する。
- ・ 製品の情報を開示する。

具体的行動

できるだけ、包装を簡易化する。

プレカット品を推奨する(廃材の減量, 切断時の騒音・粉じんの低減)。

副資材については、**グリーン購入**を考慮する。 法

必要な場合は、**MSDS**を提供する。 法

(3)-2 工事

考え方の基本

- ・ 廃棄物の処理責任者(**排出事業者**)を明確にする。
- ・ 廃棄物はできるだけ少なくする。
- ・ 省エネルギーの工法を推奨する。
- ・ 物品の購入については環境を考慮する。
- ・ 製品の情報を開示する。
- ・ 安全衛生管理を確実にを行う。
- ・ 解体工事においては、石綿含有製品の有無を確認する。

具体的行動

廃棄物の処理責任は元請(排出事業者)にあることを確認する。法

葺き替え工事等で、せんい強化セメント板協会の会員及びその関係者が、施主より直接注文を受ける場合は、元請であり処理責任者になることに注意する。

過剰梱包をしない。

プレカット品の使用を推奨する。

廃棄物の中間処理又は廃棄物の広域的処理に係る認定制度の利用の可否を確認し、できるだけ利用する。

省エネルギー工法を推奨する。

官庁物件では、グリーン購入項目(施工時に使用する資材、建設機材など)を確認する。法

必要な場合は、MSDSを提供する。法

安全衛生施工のための設備の確保も確認する。



(4) 物流

考え方の基本

- ・ 輸送による環境の悪化を少なくする。
- ・ 物流基地による環境の悪化を少なくする。
- ・ 物流に係わる省エネを推進する。
- ・ 廃材はできるだけ少なくする。
- ・ 梱包資材をできるだけリサイクルする。

具体的行動

法を遵守し環境(排気ガス・エンジン音・ブレーキ音)に配慮する運送業者を選択する。

帰り便を有効に利用する。

過積載の防止のため、運送業者に適切な積載量を指示する。

運送業者には以下の要求を行い、実施状況を確認する。

- a) 車両を整備していること(法令に適合していること)。
- b) 黒煙の排出の防止のため、粗悪な燃料を使用しないこと。
- c) エコドライブを推進する(停車中はアイドリングをストップする)。

簡易包装を図る。

パレット等の梱包材はできるだけ回収・再利用する。

特定荷主に該当する場合は、法に従い、省エネを進める。法



(5) 施工(新築・改築)

考え方の基本

- ・ 発生した残材及び廃材はできるだけリユース、リサイクルする。
- ・ リユース、リサイクルできるものは、積極的に使用する。
- ・ 廃棄物の処理、処分及び廃棄を適切に行う。
- ・ 騒音の発生を少なくする。
- ・ 粉じんや有害物質の発生を少なくする。

具体的行動

廃棄物の処理責任者(排出事業者)を確認する。 法

葺き替え工事等で、施主より直接注文を受ける場合は、受注者が処理責任者になることに注意する 法

処理責任者である場合は、処理の手配(収集・運搬業者及び最終処分場の手配)を行い、マニフェストを発行する。また、収集運搬業者の資格の確認、適切な最終処分場所を確認する。 法

廃棄物の分別基準を確認する。(処理責任者の場合は置き場所を指示する)。

廃棄物の分別を徹底する(処理責任者の場合は置き場所を設置する)。

パレット等の回収・返却を確実にを行う。

使用前に機器を点検し、異常がある場合は使用を中止する。

除じん装置を装備したカッターを使用する。



(6) 解体

考え方の基本

- ・ 工事前に、施工状態の調査を行い、石綿含有建材の有無を調査する。
- ・ 石綿粉じんの発生を制御する作業方法で行う。

具体的行動

石綿含有製品の解体、改修時には、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理および清掃に関する法律等の関係法令を遵守する。

法

22

当協会発行の下記手順書の他に、巻末「参考文献」に掲載のマニュアル類も参照ください。

- ・ 石綿スレート波板の解体・改修工事手順書
- ・ 石綿含有ボードの解体・改修工事手順書(作成中)
- ・ 石綿含有耐火被覆板の解体・改修工事手順書(作成中)

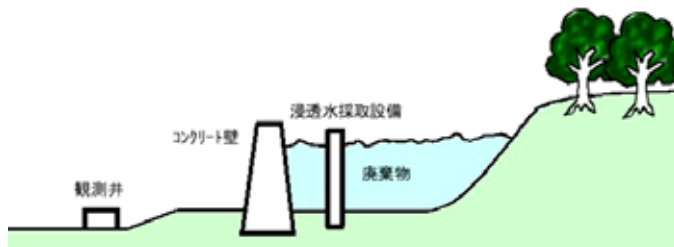
3. 資料

(1) 最終処分場の分類

廃棄物を最終的に埋め立てる**最終処分場**には、3つのタイプがあります。

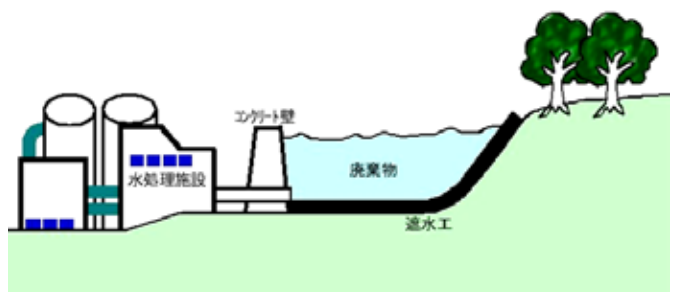
a) 安定型**最終処分場**

廃プラスチック類、ゴムくず、がれき類(コンクリート殻等)、ガラス及び陶磁器くず、など絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがないことを埋立前に確認して埋めることができます。



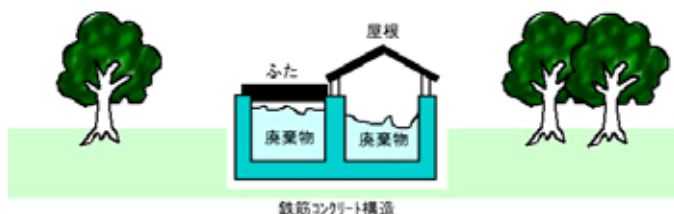
b) 管理型**最終処分場**

燃え殻、汚泥や腐敗性があり、地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋め立てることができる**最終処分場**です。



c) 遮断型**最終処分場**

通常の方法では無害化することが難しい廃棄物を収めるための施設です。



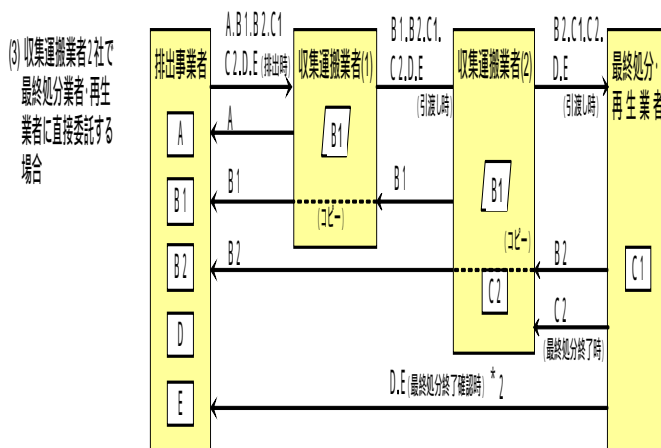
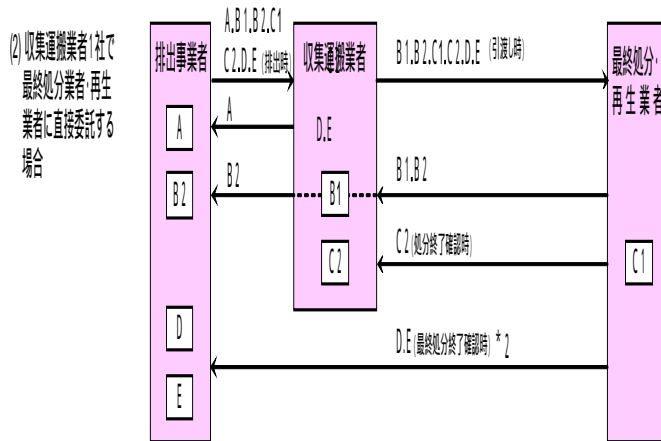
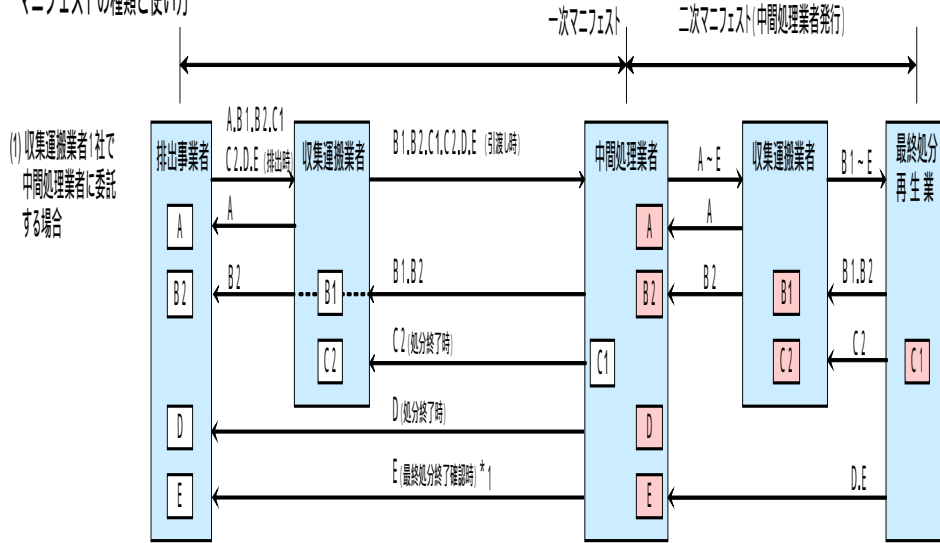
出典: (社)全国産業廃棄物連合会 「産業廃棄物ガイドブック」より抜粋

(2) マニフェストの流れ

マニフェストには、紙マニフェストと電子マニフェストがあります。

紙マニフェストは7枚組み(A、B1、B2、C1、C2、D、E)が標準です。その流れを次ページに示しますが、**排出事業者**となる場合は、運搬終了票、処分終了票及び**最終処分**終了票が記載後に戻ってくるので、処分が確実に実施されていることを確認する必要があります。

マニフェストの種類と使い方



*1 中間処理業者は、最終処分(再生を含む)を委託した全ての廃棄物の二次マニフェストE票の返送を受けたとき、排出事業者に一次マニフェストのE票を返送する。

*2 直接最終処分等を委託する場合、処分終了時と最終処分終了時は同時であるためD票E票は同時に排出事業者に返送される。

社団法人全国建設協会
 「Q&A 建設廃棄物処理とリサイクル2002」より抜粋

(3) 廃棄物の種類による処分場の区分

廃棄物の名称・種類と処分先には、以下の関係があります。

- 廃棄物の処分先
- .各自治体の処分場へ排出
 - .産廃処理業者に排出
 - .産廃処理業者において焼却後、燃え殻は管理型処分場へ埋立
 - .減容化処理後、安定型処分場へ埋立
 - .安定型処分場へ埋立
 - .管理型処分場へ埋立

【工場から発生する廃棄物】

発生場所	廃棄物の名称	廃棄物の種類	廃棄物の処分先
共通	生活廃棄物 (生ごみ、新聞・雑誌、びん、かん等)	事業系一般廃棄物【普通ごみ(可燃物、不燃物)、粗大ごみ】	又は (地方自治体の分別基準に従う)
共通	防塵マスクのフィルター・集塵機の集塵フィルター	廃プラスチック類	又は
原材料	梱包のプラスチックシート・PPバンド		
成形	抄造フェルト・コンパフェルト・コンパゴムベルト・養生シート・プラスチック類		
加工	サングラスベルト・塗料缶(固形物)		
出荷	梱包のプラスチックシート・養生シート・PPバンド		
共通	手袋	事業系一般廃棄物【普通ごみ(可燃物)】	又は
原材料	梱包の紙袋・段ボール	木くず	
出荷	木製パレット		
共通	掃除機で収集された清掃物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
成形	抄造機等機械に付着した灰・繊維強化セメント板の破損品		
加工	繊維強化セメント板の切断片・くず・破損品		
検査	繊維強化セメント板の試験片・切断端材		
成形	廃油(プレス用)	廃油	
加工	廃溶剤類		
成形	汚泥	汚泥	産廃処理業者において脱水後、含水率により管理型処分場か安定型処分場に埋立

【新築、改築、解体現場から発生する廃棄物】

発生場所	廃棄物の名称	廃棄物の種類	廃棄物の処分先
一般	梱包の紙袋・段ボール	紙くず	
一般	木製パレット	木くず	
新築 改築 解体	解体により発生した木くず		
一般	梱包のプラスチックシート・養生シート・PPバンド	廃プラスチック類	又は
新築 改築 解体	解体により発生した明り取り板(FRP)の廃材		
新築 改築 解体	繊維強化セメント板の切断片・くず・破損品 解体により発生した繊維強化セメント板の廃材	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類	
	フックホルト・ワッシャー・ビス・金属くず	金属くず	
新築 改築 解体	解体により発生した繊維強化セメント板の廃材（紙・木くずとの混合）	がれき類	紙・木くずの割合により、管理型処分場又は安定型処分場へ埋立
改築 解体	解体により発生した石綿含有繊維強化セメント板の廃材 ¹⁾	がれき類（石綿含有産業廃棄物）	（区別して埋める）
新築 改築 解体	解体により発生した木毛セメント板（一部の窯業系サイディングを含む）の廃材	がれき類	
新築 改築 解体	解体により発生した石膏ボードの廃材	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	（廃棄物処理法施行令により規制されている）

産業廃棄物の処理は全て公的な許可を受けた処分業者が行うこととなっている。

上記の廃棄物は全て有害な化学物質及び重金属類等の付着がない廃棄物の場合に限る。

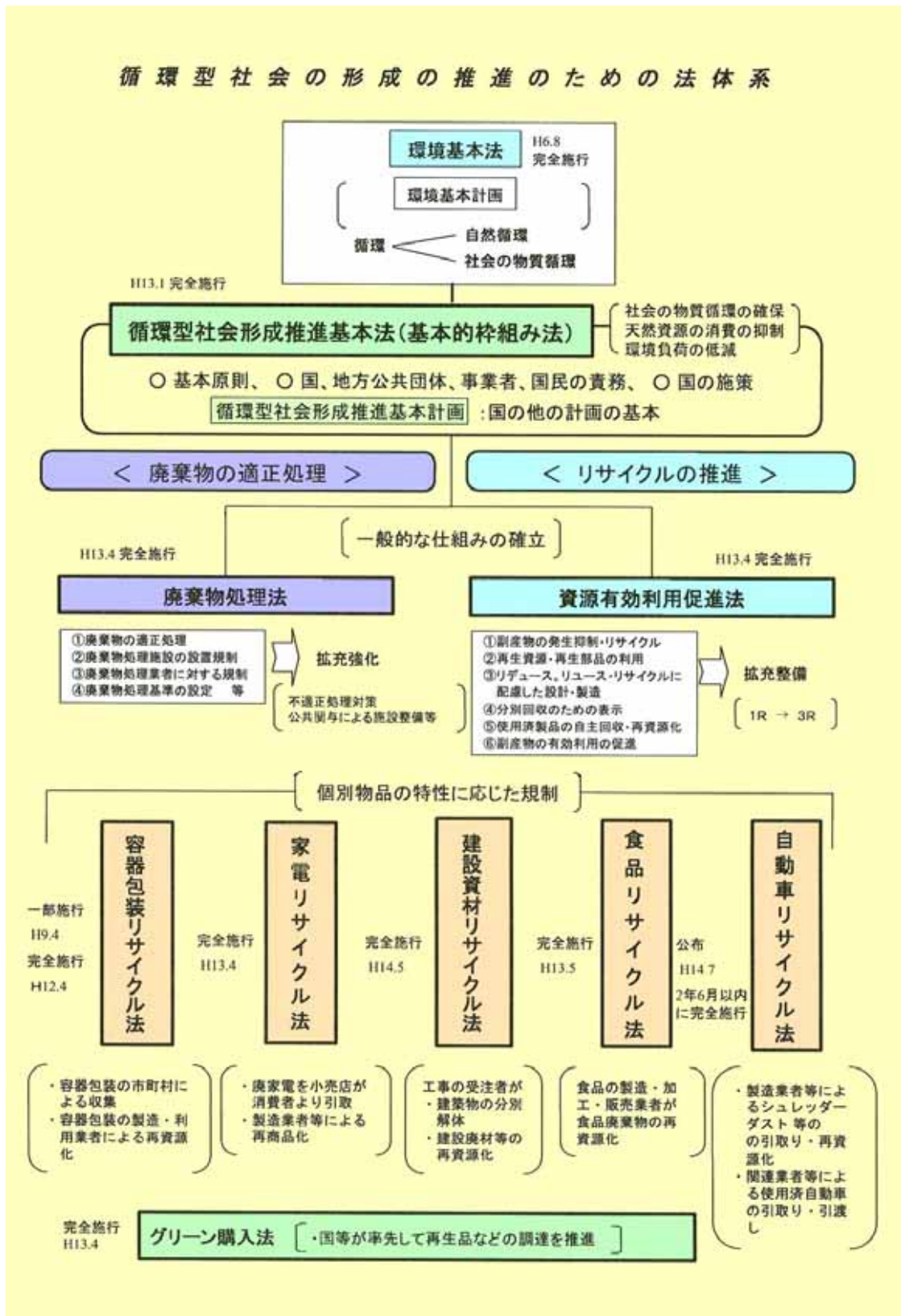
¹⁾ けい酸カルシウム板第2種の廃棄物は、P13(4)特別管理産業廃棄物に分類される。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類

せんい強化セメント板協会会員及びその関係者の行動に関する特別管理産業廃棄物には、以下の種類があります。

種類	性状及び具体例																																																			
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類で引火点 70 未満のもの																																																			
廃酸	pH 2.0 以下の酸性廃液																																																			
廃アルカリ	pH 12.5 以上のアルカリ性廃液																																																			
特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <tr> <td>廃 PCB 等</td> <td>・ 廃 PCB、PCB を含む廃油</td> </tr> <tr> <td>PCB 汚染物</td> <td>・ PCB に汚染された紙くず及び木くずなど</td> </tr> <tr> <td>廃石綿等 (飛散性のあるもの)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿建材除去事業に伴い発生する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材 ・ 石綿建材除去事業において使用された、石綿付着のおそれのある用具、器具類 ・ 特定粉じん施設又は集じん施設で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類 (注) 石綿建材除去事業とは、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去を言う </td> </tr> </table>	廃 PCB 等	・ 廃 PCB、PCB を含む廃油	PCB 汚染物	・ PCB に汚染された紙くず及び木くずなど	廃石綿等 (飛散性のあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿建材除去事業に伴い発生する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材 ・ 石綿建材除去事業において使用された、石綿付着のおそれのある用具、器具類 ・ 特定粉じん施設又は集じん施設で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類 (注) 石綿建材除去事業とは、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去を言う																																													
	廃 PCB 等	・ 廃 PCB、PCB を含む廃油																																																		
	PCB 汚染物	・ PCB に汚染された紙くず及び木くずなど																																																		
廃石綿等 (飛散性のあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿建材除去事業に伴い発生する石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材 ・ 石綿建材除去事業において使用された、石綿付着のおそれのある用具、器具類 ・ 特定粉じん施設又は集じん施設で用いられ廃棄された石綿付着のおそれのある用具、器具類 (注) 石綿建材除去事業とは、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の除去を言う																																																			
その他	特定施設において生じたものであって政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの 政令に定める有害物質の基準(単位 mg/1kg) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">金属等の名称</th> <th colspan="2">判定基準値</th> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">金属等の名称</th> <th colspan="2">判定基準値</th> </tr> <tr> <th>廃酸・廃アルカリ含有試験</th> <th>汚泥等溶出試験</th> <th>廃酸・廃アルカリ含有試験</th> <th>汚泥等溶出試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>アルキル水銀化合物</td> <td colspan="2">検出</td> <td>5</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>0.05</td> <td>0.005</td> <td>6</td> <td>砒素又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>7</td> <td>シアン化合物</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>鉛又はその化合物</td> <td>1</td> <td>0.3</td> <td>8</td> <td>PCB</td> <td>0.03</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>有機燐化合物</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>ダイオキシン類</td> <td colspan="2">ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng/g</td> </tr> </tbody> </table>		金属等の名称	判定基準値			金属等の名称	判定基準値		廃酸・廃アルカリ含有試験	汚泥等溶出試験	廃酸・廃アルカリ含有試験	汚泥等溶出試験	1	アルキル水銀化合物	検出		5	六価クロム化合物	5	1.5	水銀又はその化合物	0.05	0.005	6	砒素又はその化合物	1	0.3	2	カドミウム又はその化合物	1	0.3	7	シアン化合物	1	1	3	鉛又はその化合物	1	0.3	8	PCB	0.03	0.003	4	有機燐化合物	1	1	9	ダイオキシン類	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng/g	
	金属等の名称			判定基準値					金属等の名称	判定基準値																																										
		廃酸・廃アルカリ含有試験	汚泥等溶出試験	廃酸・廃アルカリ含有試験	汚泥等溶出試験																																															
1	アルキル水銀化合物	検出		5	六価クロム化合物	5	1.5																																													
	水銀又はその化合物	0.05	0.005	6	砒素又はその化合物	1	0.3																																													
2	カドミウム又はその化合物	1	0.3	7	シアン化合物	1	1																																													
3	鉛又はその化合物	1	0.3	8	PCB	0.03	0.003																																													
4	有機燐化合物	1	1	9	ダイオキシン類	ばいじん、燃え殻、汚泥等 3ng/g																																														
	(注) 判定の必要のある産業廃棄物は政令別表による。 検定方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理一般廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第92号)」による。 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。																																																			

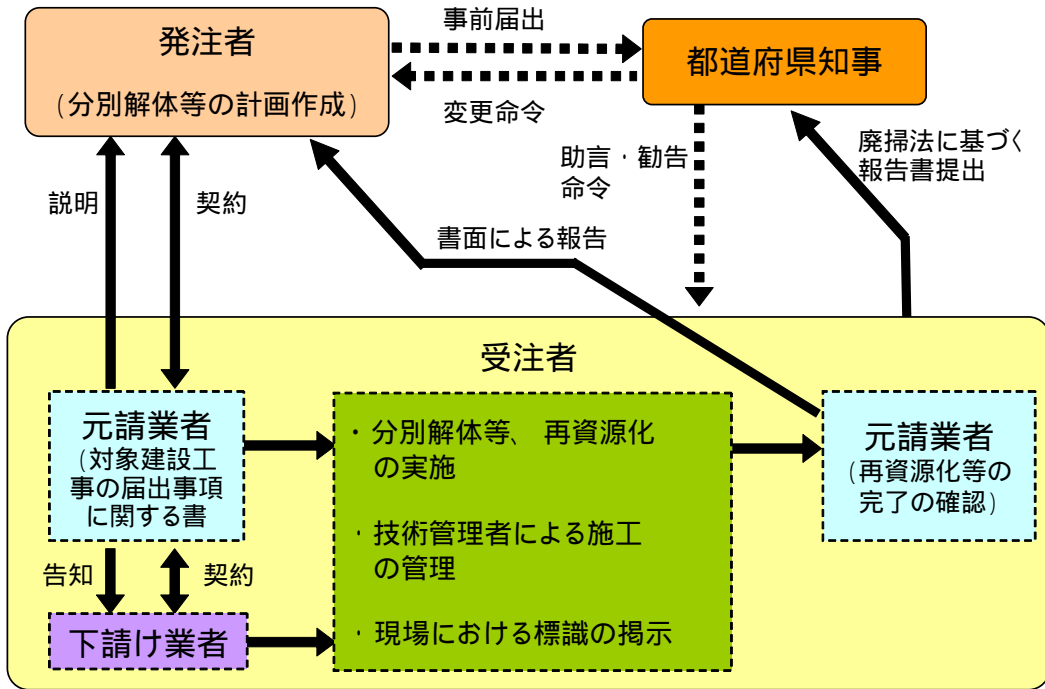
(5) 循環型社会の形成の推進のための法体系



出典：経済産業省HP

(6) 建設リサイクル法の枠組み

建設リサイクル法の枠組み



国土交通省資料

3. 関係法令

(1) 各過程で関係する法律

以下に、各過程で関係する法律を抜粋します。繊維強化セメント板のライフサイクルは、広い範囲に及ぶので、必ずしも網羅できていない可能性があります。

また、各地の条例については割愛してあります。条例で注意すべき点は、上乘せ規制と横出し規制です。この点の確認を怠ると、法律は満足していても条例に違反する可能性があるので注意が必要です。条例の確認は、各自治体のホームページ等を参考にしてください。

	法律名	略称	過程					
			開発	製造	契約	物流	施工	解体
	大気汚染防止法	大防法						
	水質汚濁防止法	水濁法						
	悪臭防止法							
	騒音規制法							
	振動規制法							
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	省エネ法						
	資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法						
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法 又は、廃掃法						
	循環型社会形成推進基本法							
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法						
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	グリーン購入法						
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	P R T R法						
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化審法						
	労働安全衛生法	安衛法 又は労安法						
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン特措法						
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	自動車NOx・PM法						
	有機溶剤中毒予防規則	有機則						
	特定化学物質障害予防規則	特化則						
	じん肺法							
	粉じん障害防止規則	粉じん則						
②①	P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	P C B 特措法						
②②	石綿障害予防規則	石綿則						

(2) 施工及び石綿含有建材の解体で特に注意する法規制

(1)で示した法体系のうち、施工及び石綿含有建材の解体で特に注意する法規制について、以下に示します。

施工

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法...焼却の禁止
- ・ 粉じん障害予防規則...切断、穿孔等による粉じん曝露の防止

石綿含有建材の解体

- ・ 石綿則...石綿含有建材の使用箇所等調査・記録
 - 石綿作業主任者の選任
 - 石綿等に係る措置(湿潤化)
 - 呼吸用保護具及び作業着の着用
- ・ 安衛法...健康診断等
- ・ 大防法...特定建築材料(石綿含有吹付け材、保温材、断熱材等)の処理における作業基準の制定
- ・ 廃棄物処理法...産業廃棄物としての処理基準



(3) 健康管理手帳の交付

健康管理手帳の発行要件は、平成19年10月から、**胸膜ブランク**、**石綿肺**の所見がなくとも、レベル1,2の作業に1年以上従事し、かつ初期ばく露から10年以上経過した方及びレベル3の作業に10年以上従事した方も適用対象のいずれかに該当すること。

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による**胸膜肥厚**があること。

下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。)

- ・ 石綿の製造作業
- ・ 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
- ・ 石綿の吹付け作業又は石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

また、粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務に携わり、じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3である場合にも、**健康管理手帳**の発行要件となる。

(注意事項)

- (1) 対象者は石綿を直接取り扱う作業に継続して従事していた方に限られます。
- (2) 交付要件、両方の従事歴がある方については合算することができます。 の従事期

間の月数を10倍し、 の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。

(例): に6ヶ月間、 に6年間従事していた場合

$(6\text{ヶ月} \times 10) + 6\text{年}(72\text{ヶ月}) = 132\text{ヶ月}$ 120ヶ月 手帳の受け取り可

4. 用語の解説

- GHS

世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムのこと。2003年に国連から発出されており、2008年中(アジア太平洋諸国は2006年中)を目標に、国際的に導入を進めている。

- ISO14001

国際標準化機構(ISO:International Organization for Standardization)が作成した環境に関するマネジメントシステムの国際規格で、日本語訳が(財)日本規格協会からJIS Q 14001として発行されている。

- MSDS

事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS(製品安全データシート))を事前に提供することを義務づける制度。

この制度の対象となる化学物質は、PRTR法及び労働安全衛生法により指定されている。当協会に関係が深い物質には結晶性シリカ、トルエン及びキシレン等がある。

- PRTR

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出する量及び廃棄物に含まれて事業所から移動する量を、事業者が自ら把握して行政庁に報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度。

- 胸膜ブランク

壁側胸膜に生じる石灰化を伴う変化。**胸膜ブランク**は、日本では石綿以外で発症することはほとんどないため、石綿を吸入した証拠とされているが、機能障害がなく、それだけでは病気とはいえない。

- グリーン購入(環境省HP)

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン購入法は国等の機関に**グリーン購入**を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にも**グリーン購入**に努めることを求めている。

- ・ **健康管理手帳**

がん等の重度の健康障害を発生させる可能性がある 12 の業務に従事した者が、一定の要件を満たした場合、離職の際又は離職後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、**健康管理手帳**が交付される。**健康管理手帳**の交付を受けると、指定された医療機関又は健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年に 2 回(じん肺の**健康管理手帳**については年に 1 回)無料で受けることができる。これは、在職中の健康管理については事業者
にその義務が課せられているが、離職後は国が健康管理を行うという制度。
- ・ **公共建築改修工事標準仕様書**

国土交通省がまとめた官庁工事用の仕様書で平成15年3月に発行され、平成 19 年 2 月に改訂された。「建築工事編」、「電気設備工事編」及び「機械設備工事編」があり、国土交通省のホームページに掲載されている。本ガイドラインと関係があるのは、「建築工事編」の9章「環境配慮改修工事」の1節「アスベストの処理工事」(P249 ~ 252)である。国土交通省のホームページ中の「官公庁施設のページ」<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html> の「官公庁施設のページ コンテンツ」の「官庁営繕関係統一基準」をクリックし、一覧表から「**公共建築改修工事標準仕様書**」を選択。ここに「建築工事編(1)」「建築工事編(2)」がある。
- ・ **最終処分**

ごみを最終的に処分すること。ごみ処理は、収集・運搬された後、消却などの**中間処理**を経て**最終処分**される。**最終処分**は、ごみを「最終的に自然に還元するプロセス」(厚生省)であり、その方法には埋め立て処分と海洋投棄がある。そのうち海洋投棄は埋め立てが困難な場合にのみ行うべきものとされているため、**最終処分**のほとんどは埋め立て処分によって行われている。埋め立て処分を行う施設を**最終処分場**といい、P9,3.(1)に示す3種類の処分場がある。また、海洋投入処分については、ロンドン条約により、自然由来の汚染されていない一部の産業廃棄物を除いて原則禁止されている。
- ・ シックハウス症候群(国土交通省発行シックハウス対策)

新築やリフォームした住宅に入居した人が、目がチカチカする、喉が痛い、めまい、吐き気、頭痛を催す症状を言う。その原因の一部は建材や家具、日用品から発散するホルムアルデヒドやVOC(揮発性有機化合物)と考えられている。
- ・ **循環型社会**

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

- ・ 石綿肺
じん肺の一種で、石綿を肺に吸入することにより発症するもの。**石綿肺**は、石綿を多量に吸入した場合に発症する可能性がある。
- ・ 多量排出事業者(廃棄物処理法)
前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の発生量が 1,000 トン以上である事業場を設置している事業者又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者。
都道府県知事(地域によっては市長)に産業廃棄物処理計画書の提出が必要である。
- ・ 中間処理
最終処分を行うために、脱水や中和、焼却等を行うことをいい、これらの処理を行う施設を**中間処理施設**という。
処理能力が一定の規模以上の**中間処理施設**は、廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理施設としての許可が必要である。
- ・ 廃棄物の広域的処理に係る認定制度
廃棄物について、その製造業者等が**広域的**に処理する方が、減量等を促進できると認められた場合に環境大臣の認定を受けることができ、それにより廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不用とする特例制度(平成 15 年 12 月廃棄物処理法改正による)。
- ・ 排出事業者
事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する事業者のことで、その廃棄物を自らの責任で適正に処理する責任がある。一般に、建設工事の場合は元請がこれにあたる。
- ・ びまん性胸膜肥厚
肺の外側の胸壁に起きる限局性の「斑(まだら)」状の良性の病変。典型例は、白い陶器状の固い変化で、周囲との盛り上がりがないだけでなく、胸壁に薄い「クッション状」の形状で付着している様に見える。
- ・ マニフェスト
排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、委託する産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入する帳票を指す。**マニフェスト**が廃棄物とともに業者間を移動することで、廃棄物処理の流れを確認し、不法投棄を防止するしくみになっている。産業廃棄物管理票とも言う。

- ・ リサイクル(Recycle)

廃棄物を再資源化すること。製品の原材料として利用するマテリアルリサイクルと熱エネルギーとして利用するサーマルリサイクルがある。前者が可能な場合は、後者に優先して実施する。繊維強化セメント板を、**廃棄物の広域的処理に係る認定制度**により再利用する場合がマテリアルリサイクルにあたる。また、繊維強化セメント板は、サーマルリサイクルとしての利用はできない。

- ・ リデュース(Reduce)

廃棄物の発生を抑制(減少)させること。

繊維強化セメント板では、過剰包装をしないこと等がこれにあたる。

- ・ リユース(Reuse)

使用済みの製品をそのまま再使用すること又は形状を変えずに他の利用法で用いること。

繊維強化セメント板では、パレットの再使用等がこれにあたる。

参考文献

本ガイドラインを作成するにあたり、参考或いは引用した本、パンフレット及びホームページを以下に示します。官庁のホームページには、各省庁の関連法令が掲載されており、また、各自治体のホームページには、条例だけではなく、法の解説も記載されている場合もあり、参考になりますのでご活用下さい。

書籍等

- | | |
|--|----------------|
| ・ 環境六法 | 中央法規出版社 |
| ・ 廃棄物処理法法令集 | (財)日本環境衛生センター |
| ・ 建設リサイクル廃棄物処理のチェックポイント | 新日本法規出版社 |
| ・ Q & A 建設廃棄物処理とリサイクル 2006 | (社)全国建設業協会 |
| ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)平成 19 年版 | (財)建築保全センター |
| ・ 住宅建設リサイクルマニュアル(解体工事編) | 東京都 |
| ・ 新よくわかるISO環境法 | ダイヤモンド社 鈴木敏央 著 |
| ・ 環境法と条例 | 日科技連 笹徹 著 |
| ・ 石綿に係る法規等 | (社)日本石綿協会 |
| ・ 循環型社会 への挑戦 | 環境省 |
| ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 | (社)日本作業環境測定協会 |
| ・ 建築物の解体等工事における
石綿粉じんへのばく露防止マニュアル | 建設業労働災害防止協会 |
| ・ 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理
技術指針・同解説 2006 | (財)日本建築センター |
| ・ 建築改修工事監理指針平成 19 年版 | (財)建築保全センター |
| ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成 18 年版 | (社)公共建築協会 |
| ・ 建築物に使用される仕上げ材の分別解体工事施工指針(案)
同解説 | 日本建築仕上学会 |
| ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル | 環境省 |

ホームページ

- | | |
|----------------------|---|
| ・ 経済産業省 | http://www.meti.go.jp/ |
| ・ 国土交通省 | http://www.mlit.go.jp/ |
| ・ 厚生労働省 | http://www.mhlw.go.jp/ |
| ・ 環境省 | http://www.env.go.jp/ |
| ・ 電子政府の総合窓口 | http://www.e-gov.go.jp/ |
| ・ 東京都 | http://www.metro.tokyo.jp/ |
| ・ 千葉県 | http://www.pref.chiba.jp/ |
| ・ 横浜市 | http://www.city.yokohama.jp/front/welcome.html |
| ・ 大阪市 | http://www.city.osaka.jp/ |
| ・ 京都市 | http://www.city.kyoto.lg.jp/ |
| ・ (社)日本石綿協会 | http://www.jaasc.or.jp/ |
| ・ EICネット | http://www.eic.or.jp/ |
| ・ (財)日本産業廃棄物処理振興センター | http://www.jwnet.or.jp/ |